
プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 132 回実務対応専門委員会及び第 438 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 132 回実務対応専門委員会(2020 年 7 月 28 日開催)及び第 438 回企業会計基準委員会(2020 年 7 月 29 日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

段階的に権利が確定する場合の取扱いについて

第 132 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. ストック・オプション会計基準や IFRS との整合性を考慮した場合、案 1 とすることが合理的と考える。

第 438 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 権利確定までの期間に応じた株式の公正な評価単価を算定することは実務的に可能という理解でよいか。
4. 案 2 から案 1 へ変更した理由は、権利確定までの期間が異なることにより株式の公正な評価単価に影響があるケースも考えられ、そのような場合はそれぞれを別個のものとする考え方もできるためという理解でよいか。
5. 案 2 から案 1 へ変更した理由は、それぞれを別個のものとする考え方もできるためではなく、それぞれの実態が相違する場合があるということが理由なのではないか。

開示(注記) について

第 132 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

6. ストック・オプション会計基準と同様に「対象勤務期間(定めがない場合にはその

旨)」とされているが、対象勤務期間が契約で明示されておらず付与日から権利確定日までを対象勤務期間とみなすとした場合、対象勤務期間として何を記載すべきか明確化すべきではないか。

7. 事前交付型、事後交付型の別に、取引の内容、規模等を記載するとする場合、契約を締結した年度のみ記載が必要なのか、権利確定日までの期間に記載が必要なのか等、記載の対象となる期間を明示したほうがよいのではないか。
8. スtock・オプションの場合は市場価格がないことが前提となっていることから「付与日における公正な評価単価の見積方法」として算定技法や基礎数値を記載するとされているが、株式の場合は市場価格があることも想定され、同項目を記載するとした場合どのようなものの記載を想定しているか。
9. 株式の交付を新株の発行で行うのか、自己株式の処分で行うのかについて記載することも考えられるのではないか。
10. 事前交付型において自己株式を処分する場合、その他資本剰余金が会計期間末に負債となった場合はその他利益剰余金に振り替えられ、その後に没収が生じた場合はその他資本剰余金を計上することとなりその他利益剰余金は振り替えられたままとなることから、このような会計処理がなされているということに関して何らかの記載をすることが考えられるのではないか。
11. 事前交付型では株式が交付されているため 1 株当たり情報の算定にあたり反映はするものの、交付した株式が将来没収され算定に影響を与える可能性があることから、追加情報でその旨記載することが考えられるのではないか。
12. 事後交付型で交付される株式について、1 株当たり当期純利益適用指針における条件付発行可能普通株式ではなく、条件付発行可能潜在株式として整理しているのか。
13. 関連当事者会計基準においてStock・オプションにおける新株予約権の付与及び各期での報酬費用の計上が開示対象と考えられているかについては、金融庁の平成31年度の有価証券報告書レビューの審査結果も踏まえた記載とすることを検討してもよいのではないか。
14. 財務諸表等規則や会社計算規則において役員への金銭債権がある場合は開示が求められており、これまで行われている現物出資構成による役員への株式の交付において現物出資される金銭報酬債権が金銭債権に該当するかの検討が必要ではないか。

15. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」では信託が保有している株式を潜在株式として取り扱わないこととしているが、本実務対応報告において事後交付型で交付される株式を潜在株式とすることとの整合性について、結論の背景に記載したほうがよいのではないか。

実務対応報告の文案について

第 132 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

16. 権利確定条件について、勤務条件及び業績条件をいうとされているが、ストック・オプションでは権利確定条件自体がどういうものかという記載があり、勤務条件と業績条件から離れたところでの、定義を検討すべきではないか。
17. 本実務対応報告を改正法の施行日より前に生じた取引に遡及して適用することはできないとするのであれば、そのようにした理由も含めて記載することがよいのではないか。
18. 現物出資構成における事後交付型の取引では報酬費用の相手勘定は負債として計上しているが、実務において本実務対応報告を準用し会計処理を行う企業が生じる可能性もあり、実務の会計処理に混乱が生じないかが懸念される。
19. 現物出資構成による取引については本実務対応報告による開示は求められないことから、実務において混乱が生じないかが懸念され、現物出資構成による取引についても本実務対応報告に準じて開示する必要性がないかを検討すべきではないか。

第 438 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

20. 付与日について、本実務対応報告の対象となる取引について書面、口頭を問わず企業と取締役等が条件について実質的に合意した場合とする場合に、ストック・オプション会計基準における付与日と差が生じているように思われるが、どのような考え方に基づくものか。
21. 現物出資構成における取引では譲渡制限期間以外の期間を報酬費用の計上期間としている実務もあるようだが、本実務対応報告においては計上期間についてどのように考えているのか。
22. 株式数の見直しにより費用の追加の計上が生じた場合の会計処理についても記載したほうがよいのではないか。
23. 事前交付型について、実務において行われている現物出資構成における会計処理と

審議事項(3)-5

同様とするのではなく、ストック・オプション会計基準を準用した会計処理とした考え方について、結論の背景に記載することが考えられるのではないか。

以 上